

旅費規程

平成 20 年 10 月 1 日制定
平成 24 年 6 月 3 日改正
平成 28 年 2 月 20 日改正
平成 29 年 3 月 4 日改正
平成 30 年 12 月 15 日改正
令和 3 年 5 月 1 日改正
令和 3 年 10 月 2 日改正
令和 4 年 10 月 1 日改正
令和 5 年 12 月 2 日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）の用務のため旅行する事を命令し、又は依頼する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程における旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費（別表 1）について適用する。

2 本会の用務遂行のためであって、旅行を伴わず一定時間以上の拘束を強いた場合（以下、「拘束用務」という。）は、別表 2 に定める通信雑費を旅費に準じて適用する。

第 2 章 細 則

(出張等手続)

第 3 条 出張または拘束用務（以下、「出張等」という。）を委嘱又は命ずるには出張内申書による。

2 出張等は、出張内申書に所定事項を記入の上、出張等を命令又は依頼した者に届出なければならない。ただし、出張等の内容により会議申請書または議事録等の提出があった場合については、これに代えることができる。

(旅費の計算)

第 4 条 旅費は、原則として勤務地を起点とし、用務地までの最も経済的かつ合理的な経路および方法により計算する。ただし、業務上必要と推認できる場合又は天災その他やむを得ない事情による場合は、この限りではない。

2 前項の計算方法として、本会が指定する方法を用いて計算する。

3 拘束用務の場合は通信雑費のみを支給する。

4 旅費の請求及び精算は、所定の旅費請求・精算書の提出を必要とする。ただし、前項におい

ては議事録の提出によって、これに代えることができる。

(宿泊料の計算)

第5条 宿泊料は、原則として国内においては別表3に基づき支給する。ただし、諸般の事情により、この金額を超える場合は、会長の承認を得て、領収書の提出をもって支給する。

2 前泊または後泊が必要な場合は、事前の申請によって前項に準じて認めることができる。ただし、緊急時など特段の事情がある場合は事後の申請を要する。

3 前項のほか、本会で宿泊施設を指定して宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで、本会が施設に宿泊費の支払いをする。

(国内の旅費)

第6条 旅費は、原則として本州間にあつては鉄道を、その他の地域間にあつては航空による運賃を支給する。

2 鉄道賃は、旅程に応じて計算した旅客運賃を支給する。ただし、片道100Km以上の場合は、特急料金、急行料金および座席指定料金を支給することができる。

3 船賃は、旅程に応じて計算した旅客運賃および座席指定料金を支給することができる。

4 航空賃は、搭乗を証明するもの及び領収書の提出によって支払った額を支給する。

5 車賃は、路線バス等を利用したと認められた場合に限り、その実費を支給する。ただし、路線バス等以外のものを利用した場合は、旅行後領収書の提出をもって支給する。

6 旅費以外に報酬や謝金等を支払った場合は、旅行雑費(別表1)は支給されない。

(海外出張)

第7条 海外出張とは、次の各号の目的によるものとする。

(1) 本会に必要な会議、セミナー、調査、講演その他の会合への参加

(2) ISRRRT等国際学会の加盟各国との連携を図ることを目的とした会議などへの参加

(3) その他、会長が認めるもの

(海外出張の旅費)

第8条 海外出張に関する旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第3章外国旅行の旅費を準用し支給する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

- 2 この規程は、平成24年6月3日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 3 年 10 月 2 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (旅行雑費) 単位：円

区 分	旅行雑費 (1日につき)
会 長	3,000
業務執行理事	
理事および職員等	
外部の理事・監事	

別表 2 (通信雑費) 単位：円

区 分	通信雑費 (1日につき)
会 長	3,000
業務執行理事	2,600
理事および職員等	2,200
外部の理事・監事	2,200

別表 3 (国内の宿泊料) 単位：円

区 分	宿泊料	支給基準
1 夜	13,000	前泊は、旅費計算の起点となる地点を 7 時 00 分以前の出発でないと事業開始時刻 15 分前に到着できない場合。 後泊は、事業終了後 23 時 00 分に旅費計算の起点となる地点まで到着できない場合。